

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年4月17日(2014.4.17)

【公開番号】特開2014-39880(P2014-39880A)

【公開日】平成26年3月6日(2014.3.6)

【年通号数】公開・登録公報2014-012

【出願番号】特願2013-241355(P2013-241355)

【国際特許分類】

A 47 K 3/12 (2006.01)

E 04 F 11/18 (2006.01)

A 61 H 33/00 (2006.01)

【F I】

A 47 K 3/12
E 04 F 11/18
A 61 H 33/00 310 Z

【手続補正書】

【提出日】平成26年2月17日(2014.2.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

浴槽の側壁の上端面と一方の側面にそれぞれ対向するように配置されるものであって、上片と縦片を設けて形成され、手摺りを取り付けた本体具と、

前記浴槽の前記側壁の他方の側面に対向して配置される押圧受け板を設けて形成される押圧受け具と、

前記本体具の前記縦片に設けられた操作ハンドルと、

前記縦片の内側に設けられ、前記操作ハンドルの操作で前記浴槽の前記側壁の前記一方の側面に近接離反する方向で移動する押圧板とを備え、

前記押圧受け具は、前記押圧受け板が取り付けられる縦部材と、前記縦部材の上端から水平に延出するスライドバーを有して形成され、

前記本体具の前記上片と前記縦片は断面倒L字形に一体に形成され、前記上片の上面から前記縦片の外間に亘って凸部が形成されている

ことを特徴とする浴槽用手摺り。

【請求項2】

前記凸部は複数本設けられ、前記スライドバーの厚みは、隣り合う前記凸部の高さとほぼ等しく形成されていることを特徴とする請求項1に記載の浴槽用手摺り。

【請求項3】

前記凸部は複数本設けられ、前記スライドバーの幅は、隣り合う前記凸部の間隔とほぼ等しく形成されていることを特徴とする請求項1に記載の浴槽用手摺り。

【請求項4】

前記凸部は、補強リブであることを特徴とする請求項1乃至3のいずれか一項に記載の浴槽用手摺り。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明に係る浴槽用手摺りは、浴槽の側壁の上端面と一方の側面にそれぞれ対向するように配置されるものであって、上片と縦片を設けて形成され、手摺りを取り付けた本体具と、前記浴槽の前記側壁の他方の側面に対向して配置される押圧受け板を設けて形成される押圧受け具と、前記本体具の前記縦片に設けられた操作ハンドルと、前記縦片の内側に設けられ、前記操作ハンドルの操作で前記浴槽の前記側壁の前記一方の側面に近接離反する方向で移動する押圧板とを備え、前記押圧受け具は、前記押圧受け板が取り付けられる縦部材と、前記縦部材の上端から水平に延出するスライドバーを有して形成され、前記本体具の前記上片と前記縦片は断面倒L字形に一体に形成され、前記上片の上面から前記縦片の外面に亘って凸部が形成されていることを特徴とするものである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

また、前記凸部は複数本設けられ、前記スライドバーの厚みは、隣り合う前記凸部の高さとほぼ等しく形成されていることが好ましい。また、前記凸部は複数本設けられ、前記スライドバーの幅は、隣り合う前記凸部の間隔とほぼ等しく形成されていることが好ましい。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

本発明によれば、本体具の上片と縦片は断面倒L字形に一体に形成され、上片の上面から縦片の外面に亘って凸部が形成されているので、手摺りを設けた本体具の強度を確保しつつ軽量化することができるものである。